

12.1.7 景観

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

(a) 調査結果の概要

① 主要な眺望点

1) 文献その他の資料調査

a. 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周囲として、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課）を参考に対象事業の改変区域から約 3km の範囲を基本とした。

b. 調査手法

入手可能な最新の資料を用い、資料調査による情報の収集並びに該当情報の整理及び解析を行った。

c. 調査結果

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点として、表 12.1.7-1 及び図 12.1.7-1 に示す星山、勝山城跡、勝山町並み保存地区（勝山文化往来館ひしお）の 3 地点を選定した。また、日常的な視点場として地域住民が日常的に利用する場等の中から、表 12.1.7-2 及び図 12.1.7-1 に示す福谷地区と勝山地区の 2 地点を選定した。

表 12.1.7-1 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点

No.	名称	概要	出典
1	星山	標高 1,030m。登山道が整備されている為、1 時間 30 分ほどで気軽に登山を楽しめる。山頂からは、蒜山三座や大山、遠くに日本海も望むことができる。	1、2、3
2	勝山城跡	かつて、勝山の領主三浦氏が城を構えていたが、今は調練場の石積みと頂上の平坦地を残すのみ。鎌倉時代末期からの激しい攻防を今に伝える貴重な城址。	1、2、3
3	勝山町並み保存地区 (勝山文化往来館ひしお)	「勝山文化往来館ひしお」は、町並み保存地区内にある公設民営の文化拠点で、ギャラリーやホールが整備されている。ガラス張りの渡り廊下から周辺の市街地や山並みを広く確認することができる。	1、2、3

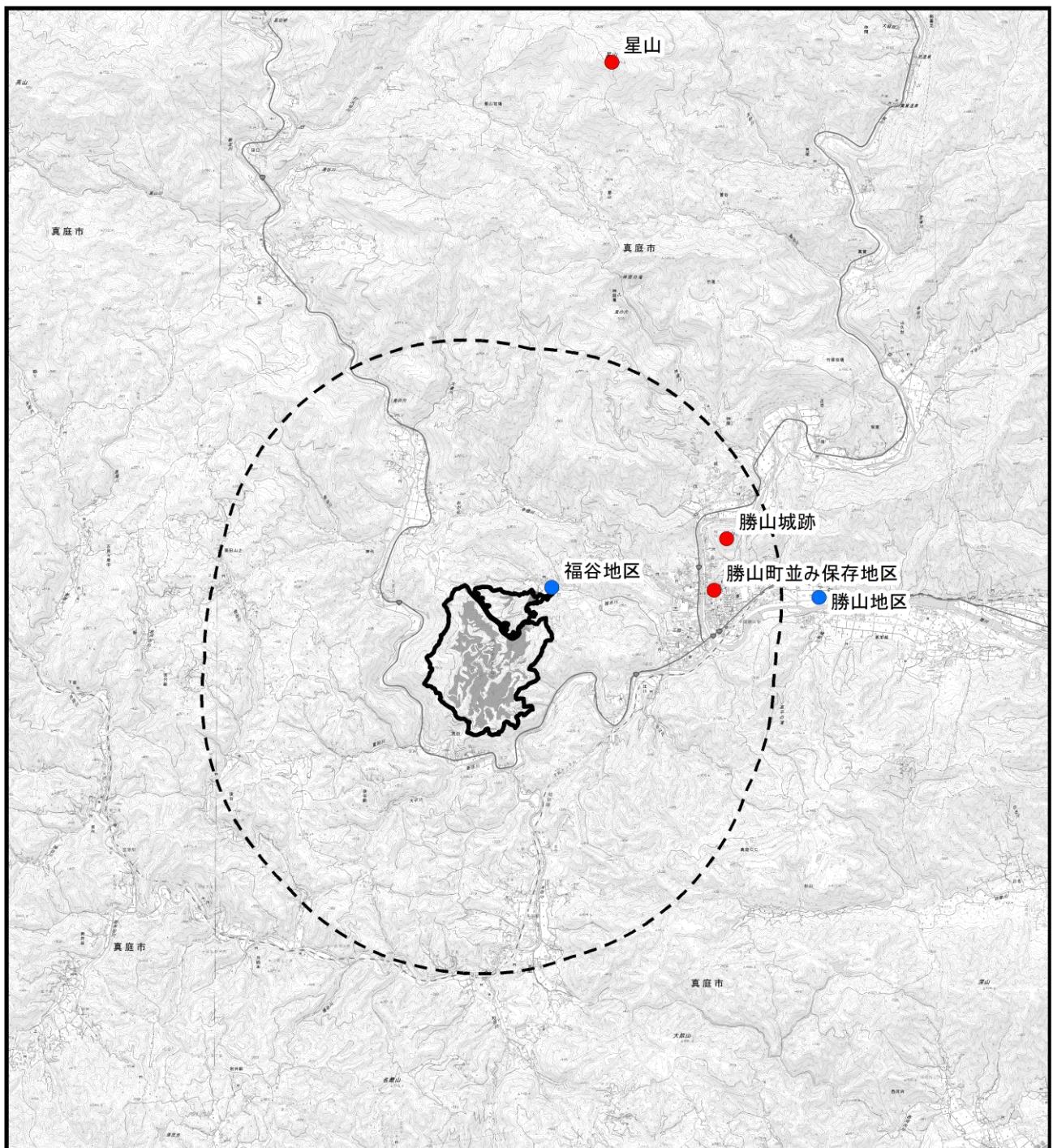
出典：1. 「真庭観光 WEB」（令和 4 年 5 月閲覧、真庭観光局公式サイト <https://www.maniwa.or.jp/>）

2. 「岡山観光 WEB」（令和 4 年 5 月閲覧、公益社団法人 岡山県観光連盟 HP <https://www.okayama-kanko.jp/>）

3. 「真庭市景観計画」（令和 4 年 5 月閲覧、真庭市 HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2237.html>）

表 12.1.7-2 対象事業実施区域及びその周囲の日常的な視点場

No.	名称	概要
1	福谷地区 (第七部福谷消防詰所)	対象事業実施区域の北東方向に位置する。福谷地区の地点として選定した。
2	勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢)	対象事業実施区域の東方向に位置する。勝山地区の地点として選定した。



凡例

対象事業実施区域

変更区域

改変区域から3kmの範囲

● 主要な眺望点

● 日常的な視点場



図 12.1.7-1 主要な眺望点及び
日常的な視点場

② 景観資源の状況

1) 文献その他の資料調査

a. 調査地域

調査地域は、景観の影響が生じる範囲を想定し、対象事業実施区域周辺の約3kmの範囲を基準とした。

b. 調査手法

入手可能な最新の資料を用い、資料調査による情報の収集並びに該当情報の整理及び解析を行った。

c. 調査結果

対象事業実施区域及びその周囲の景観資源は、表 12.1.7-3 及び図 12.1.7-2 に示すとおりである。自然景観資源として、「神庭の滝」、景勝地の「美甘渓谷」、桜の名所の「神代四季桜」等が分布している。また、文化的景観資源として、町並みの「勝山町並み保存地区」等が分布している。

表 12.1.7-3 景観資源

類型	自然景観資源名	名称	出典
自然景観資源	滝	神庭の滝	1、2、3、4、7
		不動滝	4、7
		玉垂の滝	4、7
		至孝の滝	4、6、7
	景勝地	美甘渓谷	3、5、6
		龍宮岩	5
	鍾乳洞	鬼の穴	4、7
		鬼の穴(神代の鬼の穴)	4、5、7
	甌穴群	足ヶ瀬甌穴群	4、7
	天然記念物(県)	醍醐桜	2、3、5、6
	天然記念物(市)	岩井畠の大桜	5、6
	桜の名所	神代四季桜	5、6
		日野上のしだれ桜	5
		深山桜	5
文化的景観資源	町並み	勝山町並み保存地区	3、5、6
		高瀬舟発着場跡	3

出典：1. 「岡山県の指定文化財一覧表」（令和4年5月閲覧、岡山県HP <https://www.pref.okayama.jp/page/550677.html>）

2. 「おかやま全県統合型GIS」（令和4年5月閲覧、岡山県HP

<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>）

3. 「晴れの国おかやま景観百選」（令和4年5月閲覧、岡山県HP

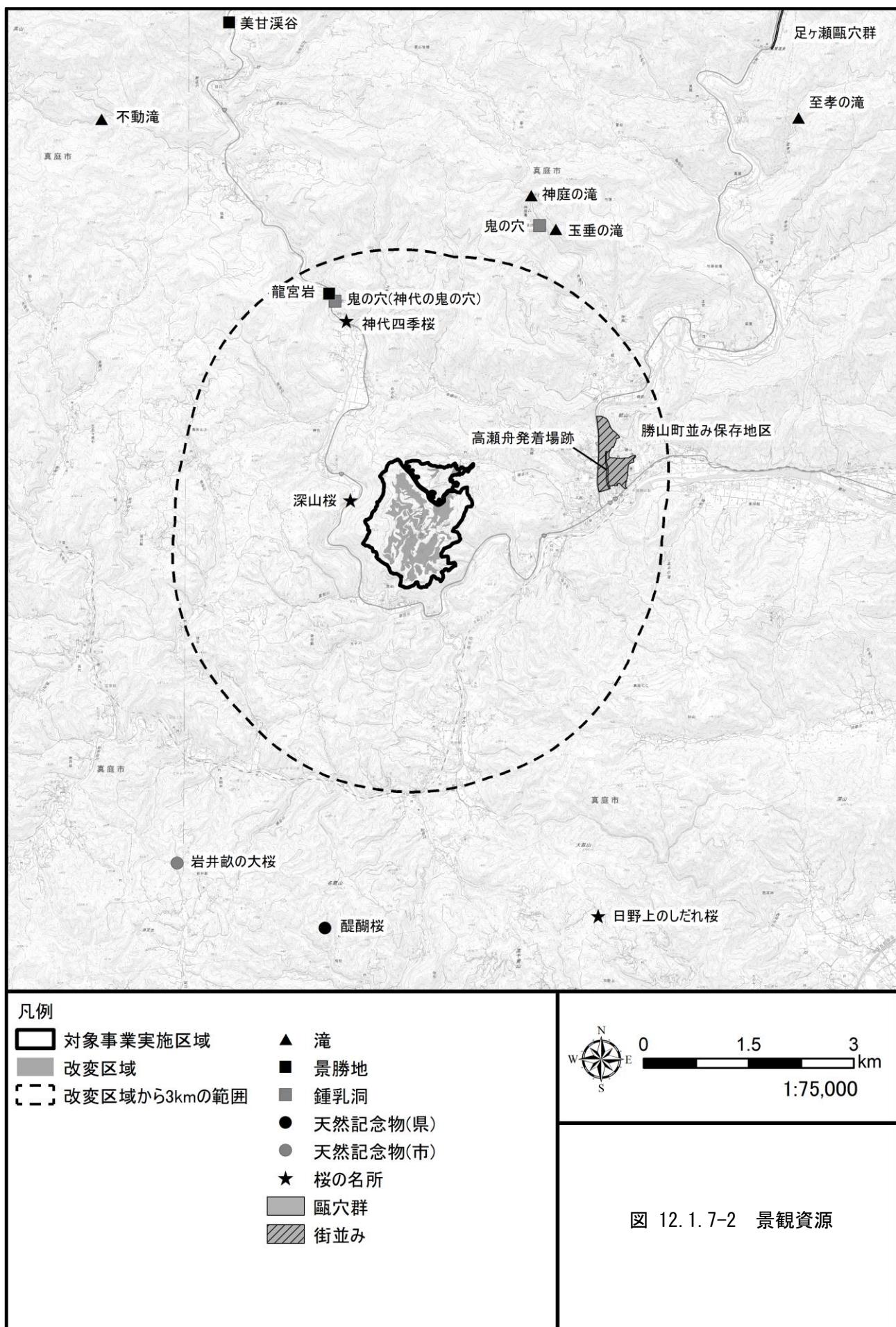
<https://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kansei/keikan/index.html>）

4. 「第3回自然環境保全基礎調査 岡山県自然環境情報図」（平成元年、環境省）

5. 「真庭観光WEB」（令和4年5月閲覧、真庭観光局公式サイト <https://www.maniwa.or.jp/>）

6. 「岡山観光WEB」（令和4年5月閲覧、公益社団法人 岡山県観光連盟 HP <https://www.okayama-kanko.jp/>）

7. 「環境アセスメントデータベース」（令和4年5月閲覧、環境庁HP <https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）



③ 主要な眺望景観（主要な眺望点からの眺望状況及び日常的な視点場からの視認状況）

1) 現地調査

a. 調査地域

調査地域は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課）を参考に、対象事業の改変区域から約 3km の範囲を基本とした。

b. 調査地点

調査地点は、周囲の地形の状況、眺望点及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して、調査地域の主要な眺望点 3 地点（VP01～VP03）と、日常的な視点場 2 地点（VP04 及び VP05）の、合計 5 地点（VP01～VP05）とした。各地点の調査時期は、地点ごとの適切な時期として VP02～VP05 は 2 季（展葉期及び落葉期）とし、VP01（星山）は、積雪により落葉期の登山が難しいことから 1 季（展葉期）とした。

調査地点一覧表は表 12.1.7-4 に、調査地点図は図 12.1.7-3 に示すとおりである。

表 12.1.7-4 景観調査地点一覧

調査地点	調査地点名称	種類	設定根拠
VP01	星山	主要な眺望点	対象事業の改変区域から 3km 以上離れているが、標高が 1,030m と高く、山頂から広く周辺が望めることから選定した。
VP02	勝山城跡	主要な眺望点	対象事業の改変区域から 3km 以内にある主要な眺望点で、対象施設が視認できる可能性があることから設定した。
VP03	勝山町並み保存地区 (勝山文化往来館ひしお)	主要な眺望点	
VP04	福谷地区 (第七部福谷消防詰所)	日常的な視点場	対象事業の改変区域から 3km 以内にある集落で、対象施設が視認できる可能性があるため設定した。
VP05	勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢)	日常的な視点場	

c. 調査期間

調査期間等は、表 12.1.7-5 に示すとおりである。

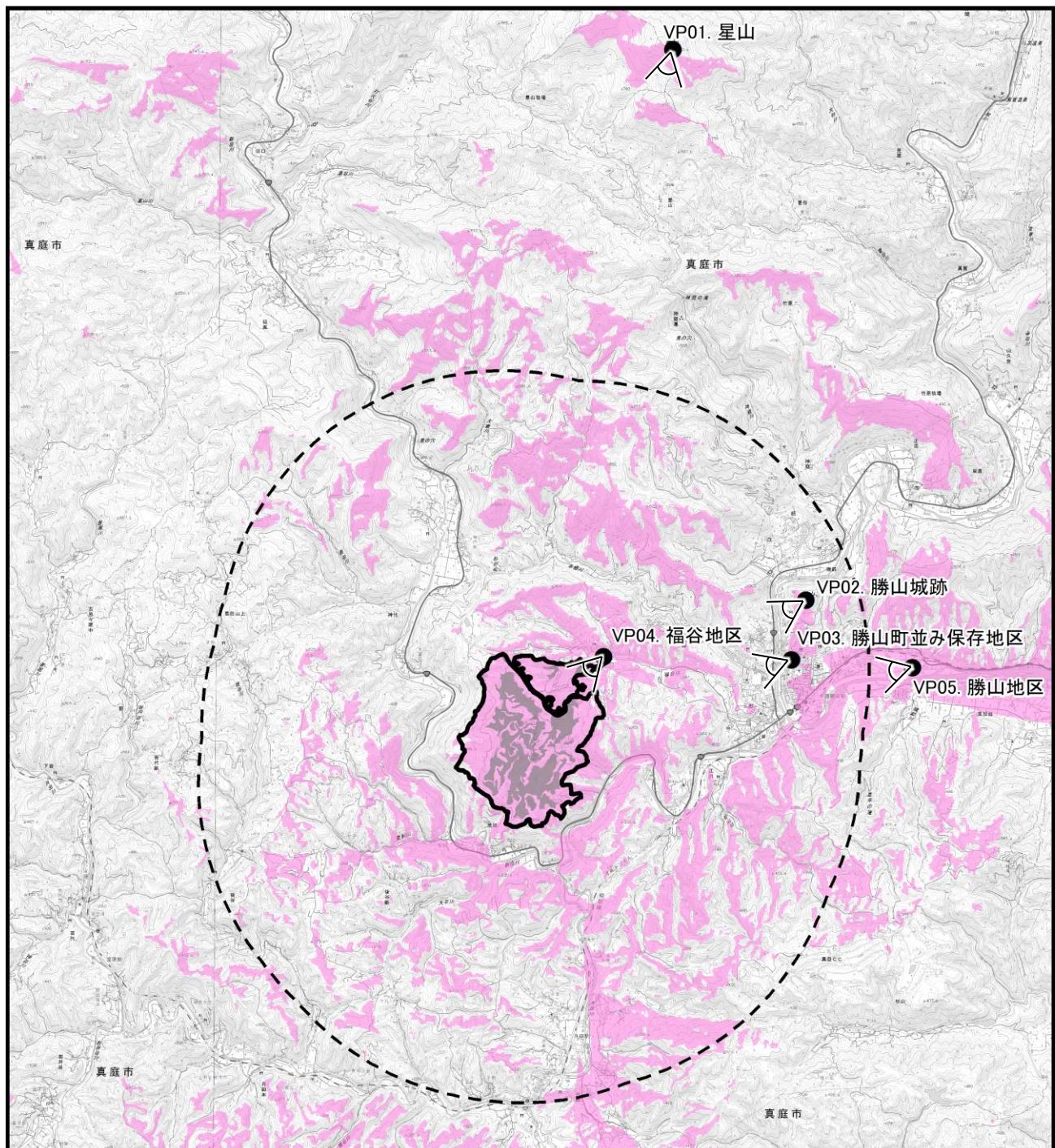
d. 調査手法

調査の基本的な手法は、現地踏査及び写真撮影とし、不特定多数の観光客等が利用する眺望点を「主要な眺望点」、地域の住民が日常的に利用する視点場を「日常的な視点場」と設定し、実施した。

写真撮影には APS-C サイズの一眼レフデジタルカメラ（Canon EOS Kiss X2）を使用した。図角は 35mm フィルム換算で焦点距離 28mm を目安に撮影を行った。撮影は、人の静視野である約 60 度の範囲を基本とし、対象事業実施区域が 60 度の範囲に入らない場合は、対象事業実施区域が入る範囲で適宜パノラマ撮影を行った。

表 12.1.7-5 調査期間等（景観）

調査項目	時期	調査日	天候	調査時間
景観調査	展葉期	令和 3 年（2021 年）7 月 21 日～7 月 24 日	晴れ	8:00～17:00
	落葉期	令和 3 年（2021 年）12 月 21 日	晴れ	8:00～17:00



凡例

- 対象事業実施区域
- 改変区域
- 改変区域から3kmの範囲
- 可視領域
- 景観調査及び予測地点(VP01～VP05)
- △ 写真撮影方向



図 12.1.7-3 景観調査・撮影方向
及び予測地点位置図

注) 可視領域は、対象事業実施区域を対象にメッシュ標高データを用いた数値地形モデルにより解析した、対象事業実施区域を視認できる領域を示す。

e. 調査結果

主要な眺望点からの眺望状況は表 12.1.7-6(1)～表 12.1.7-6(3)に、日常的な視点場からの視認状況は表 12.1.7-7(1)及び表 12.1.7-7(2)に示すとおりである。

表 12.1.7-6 (1) 主要な眺望点からの眺望状況

(VP01 : 星山)

名 称	VP01 : 星山	
主要な眺望点からの眺望状況	展葉期	

表 12.1.7-6 (2) 主要な眺望点からの眺望状況

(VP02 : 勝山城跡)

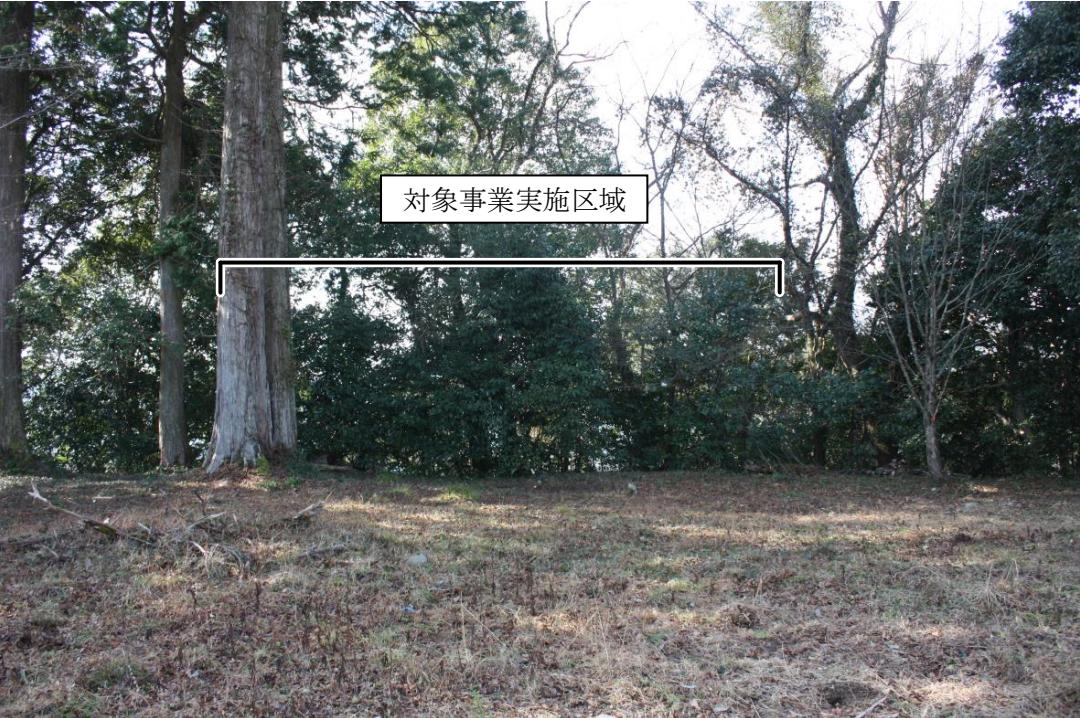
名 称	VP02 : 勝山城跡
展葉期 主要な眺望点からの眺望状況	
落葉期 主要な眺望点からの眺望状況	

表 12.1.7-6 (3) 主要な眺望点からの眺望状況
(VP03 : 勝山町並み保存地区 (勝山文化往来館ひしお))

名 称	VP03 : 勝山町並み保存地区 (勝山文化往来館ひしお)
展葉期 主要な眺望点からの眺望状況	
落葉期	

表 12.1.7-7 (1) 日常的な視点場からの視認状況

(VP04 : 福谷地区 (第七部福谷消防詰所))

名 称	VP04 : 福谷地区 (第七部福谷消防詰所)
日常的な視点場からの視認状況	<p style="text-align: center;">対象事業実施区域</p> 
	<p style="text-align: center;">対象事業実施区域</p> 

表 12.1.7-7 (2) 日常的な視点場からの視認状況
(VP05 : 勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢))

名 称	VP05 : 勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢)
日常的な視点場からの視認状況 展葉期	
日常的な視点場からの視認状況 落葉期	

(b) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

1) 地形改変及び施設の存在

a. 予測

ア) 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域及びその周囲として、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年、建設省都市局都市計画課)を参考に、対象事業の改変区域から約3kmの範囲を基本とした。

イ) 予測地点

主要な眺望点は表 12.1.7-1 に、景観資源は表 12.1.7-3において抽出した地点とした。

また、主要な眺望景観の状況については、現地調査を実施した主要な眺望点 3 地点及び日常的な視点場 2 地点 (図 12.1.7-3) とした。

ウ) 予測対象時期

予測対象時期は、対象事業である太陽光発電所が完成した時点とした。

エ) 予測手法

a) 主要な眺望点

主要な眺望点の分布位置と対象事業実施区域を重ね合せることにより影響を予測した。

b) 景観資源の状況

景観資源の分布位置と対象事業実施区域を重ね合せることにより影響を予測した。

c) 主要な眺望景観の状況 (主要な眺望点からの眺望状況及び日常的な視点場の視認状況)

主要な眺望景観について、フォトモンタージュ法により対象施設の建設前後の変化の度合い、太陽光パネル等の視認度合いを予測した。

オ) 予測結果

a) 主要な眺望点

主要な眺望点は、対象事業実施区域外であるため、全ての地点において改変の可能性はなく、本事業の実施による主要な眺望点への影響はないと予測する。

b) 景観資源の状況

景観資源は、対象事業実施区域外であるため、全ての地点において改変の可能性はなく、本事業の実施による景観資源への影響はないと予測する。

c) 主要な眺望景観の状況（主要な眺望点からの眺望状況及び日常的な視点場の視認状況）

主要な眺望景観の予測結果の概要は、表 12.1.7-8 及び表 12.1.7-9 に示すとおりである。

また、対象事業の建設前と建設後の状況は、表 12.1.7-10～表 12.1.7-14 に示すとおりである。

表 12.1.7-8 主要な眺望点からの眺望状況の予測結果の概要

区分	予測地点	対象事業実施区域までの距離	対象事業実施区域の水平見込角 ^注	予測結果
主要な眺望点	VP01：星山	約7.5km	約 11°	<p>本予測地点は標高 1,030m に位置し、山頂からは JR 中国勝山駅周辺の市街地を視認することができる。現状は対象事業実施区域のほぼ全域が視認される。対象事業実施区域の水平見込角は、約 11° である。</p> <p>将来の景観は、太陽光パネルが視認されるが、最も近い太陽光パネルまでの距離は 7.5km であり、対象事業実施区域が際立って認識されることはない。また、環境保全措置として太陽光パネルは低反射型パネルを採用し、反射光を低減するなどの対策を講じることにより、景観への影響の程度は著しく大きいものではないと予測する。</p>
	VP02：勝山城跡	約3.4km	約 31°	<p>本予測地点は周囲が樹林に囲まれているため、対象事業実施区域は不可視であり、景観への影響はないと予測する。</p>
	VP03：勝山町並み 保存地区 (勝山文化往来館 ひしお)	約3.1km	約 36°	<p>本予測地点は 2 階から周辺の市街地や山並みを広く確認することができる。現状は対象事業実施区域内の樹林がわずかに視認される程度であり、太陽光パネル設置範囲は不可視である。対象事業実施区域の水平見込角は約 36° である。</p> <p>将来の景観は、対象事業実施区域の周囲が樹林に囲まれているため、太陽光パネル設置範囲は不可視であり、景観への影響はないと予測する。</p>

注) 水平見込角は、対象事業実施区域全体の見込角であり、地形や樹林等による遮蔽は考慮していない。

表 12.1.7-9 日常的な視点場からの視認状況の予測結果の概要

区分	調査地点	対象事業実施区域までの距離	対象事業実施区域の水平見込角 ^注	予測結果
日常的な視点場	VP04 : 福谷地区 (第七部福谷消防詰所)	約1.0km	約 87°	<p>予測地点は対象事業実施区域の北東方向に位置しており、現状は山地の合間から対象事業実施区域内の樹林の一部が視認される。対象事業実施区域の水平見込角は約 87° である。</p> <p>将来の景観は、樹林の伐採を限定し、改変区域周辺の樹林を残す等の対策を講じることにより、太陽光パネル等の設備や改変区域は樹木に遮られて不可視となる。以上のことから、眺望に変化はなく、景観への影響はないと予測する。</p>
	VP05 : 勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢)	約4.3km	約 25°	<p>予測地点は対象事業実施区域の東方向に位置しており、現状は山地の合間から対象事業実施区域内の樹林の一部が視認される。対象事業実施区域の水平見込角は約 25° である。</p> <p>将来の景観は、樹林の伐採を限定し、改変区域周辺の樹林を残す等の対策を講じることにより、太陽光パネル等の設備や改変区域は樹木に遮られて不可視となる。以上のことから、眺望に変化はなく、景観への影響はないと予測する。</p>

注) 水平見込角は、対象事業実施区域全体の見込角であり、地形や樹木等による遮蔽は考慮していない。

表 12.1.7-10 (1) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP01 : 星山)

【将来】



表 12.1.7-10 (2) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP01 : 星山・展葉期)

【現状】



【将来】



表 12.1.7-11 (1) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP02 : 勝山城跡)

【将来】



表 12.1.7-11 (2) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP02 : 勝山城跡・展葉期)

【現状】



【将来】



表 12.1.7-11 (3) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP02 : 勝山城跡・落葉期)

【現状】



【将来】



表 12.1.7-12 (1) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP03 : 勝山町並み保存地区 (勝山文化往来館ひしお))

【将来】



表 12.1.7-12 (2) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP03 : 勝山町並み保存地区（勝山文化往来館ひしお）・展葉期)

【現状】



【将来】



表 12.1.7-12 (3) 主要な眺望点からの眺望状況及び将来の予測結果
(VP03 : 勝山町並み保存地区 (勝山文化往来館ひしお) ・落葉期)

【現状】



【将来】



表 12.1.7-13 (1) 日常的な視点場からの視認状況及び将来の予測結果
(VP04 : 福谷地区 (第七部福谷消防詰所))

【将来】

眺望変化なし

対象事業実施区域

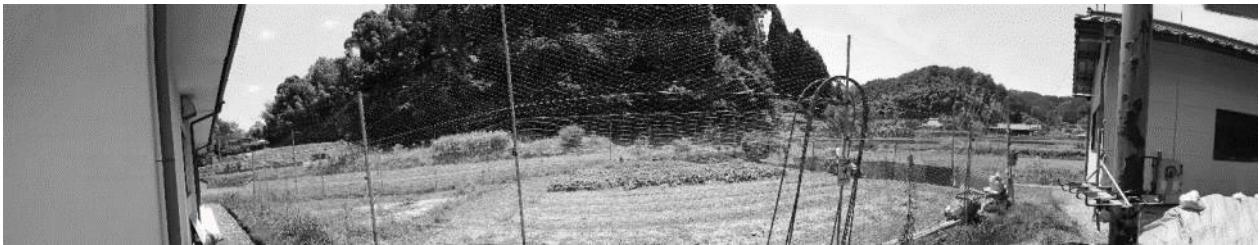


表 12.1.7-13 (2) 日常的な視点場からの視認状況及び将来の予測結果
(VP04 : 福谷地区 (第七部福谷消防詰所) ・展葉期)

【現状】



【将来】

眺望変化なし

対象事業実施区域



表 12.1.7-13 (3) 日常的な視点場からの視認状況及び将来の予測結果
(VP04 : 福谷地区 (第七部福谷消防詰所) ・落葉期)

【現状】



【将来】

眺望変化なし

対象事業実施区域



表 12.1.7-14 (1) 日常的な視点場からの視認状況及び将来の予測結果
(VP05 : 勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢))

【将来】



表 12.1.7-14 (2) 日常的な視点場からの視認状況及び将来の予測結果

(VP05 : 勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢) ・展葉期)

【現状】



【将来】



表 12.1.7-14 (3) 日常的な視点場からの視認状況及び将来の予測結果
(VP05 : 勝山地区 (真庭市勝山健康増進施設・水夢) ・落葉期)

【現状】



【将来】



b. 評価

ア)評価方法

a) 環境影響の回避、低減に係る評価

調査及び予測の結果に基づいて、景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適切になされているかを評価した。

b) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

「景観法」(平成16年法律第110号)に基づく「真庭市景観計画」(平成24年、真庭市)に定められた景観づくりの基準との整合が図られているかを検討した。

イ)環境保全措置

地形の改変及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・太陽光パネルは、低反射型パネルを採用し、反射光による影響を低減する。
- ・樹木の伐採を限定し、改変面積の縮小化を図るとともに、法面等の緑化を行うことで修景を図る。
- ・改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネル等の設備や改変区域が視認されにくいようとする。
- ・構内配電線については可能な限り埋設とする。

ウ)評価結果

a) 環境影響の回避、低減に係る評価

上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う主要な眺望景観に及ぼす影響は少ないものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。また、地形改変及び施設の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源への直接的な影響、利用状態の変化はないことから、影響の回避が図られているものと評価する。

b) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

「真庭市景観計画」(平成24年、真庭市)において、真庭市全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域は「重点景観づくり地区」と「重点景観づくり地区を除く市全域」に区分され、各区域における景観づくりの基準が定められている。対象事業実施区域は、重点景観づくり区域には該当せず、「重点景観づくり地区を除く市全域」に該当する。

「真庭市景観計画」における「重点景観づくり地区を除く市全域」の景観形成の基準は表12.1.7-15のとおりである。本事業においては樹木の伐採を限定し、既存の樹林の保全に努める。また、改変面積の縮小化により形質の変化が最小限となるように配慮する。さらに、法面等の緑化を行い敷地内の緑化に努める。以上のことから、「真庭市景観計画」に基づく景観づくりの基準（重点景観づくり地区を除く市全域）に支障を及ぼすものではないと評価する。

表 12.1.7-15 「真庭市景観計画」に基づく景観づくりの基準（重点景観づくり地区を除く市全域）

対象行為	事項	景観づくりの基準
建築物の新築、増築、改築 若しくは移転外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	位置	1 周辺との調和を考えた釣合のよい配置とすること。 2 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 3 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 4 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 5 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 6 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。
	形態	1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態とすること。
	意匠	1 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 2 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 3 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 4 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した意匠とすること。
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。 2 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 3 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとすること。 4 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。
	素材及び材料	1 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2 地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 3 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
	敷地の緑化	1 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
	位置	1 周辺との調和を考えた釣合のよい配置とすること。 2 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 3 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 4 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 5 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 6 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。
	形態又は意匠	1 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。 2 落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 3 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。
工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	素材及び材料	1 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
	敷地の緑化	1 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
	採取又は掘採の方法	1 周辺の景観を乱さないような方法とすること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。
	遮へい	1 敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。
	事後措置	1 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 2 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
土地の形質の変更	変形後の形状	1 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。 2 土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。 3 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。
	敷地の緑化等	1 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。 2 行為地の外周については、できるだけ緑地の保全に努め、敷地内についてもできるだけ修景緑化を図ること。 3 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難い場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。 4 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

出典：「真庭市景観計画」（令和4年5月閲覧、真庭市HP <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/44/2237.html>）

(空白)